

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道表彰規則の一部を改正する規則…………… (人事課)	1
○北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則…………… (道立病院室)	1
○北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則…………… (人材育成課)	2
○北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則…………… (都市環境課)	2
○北海道立野幌総合運動公園管理規則の一部を改正する規則…………… (都市環境課)	4
○北海道財務規則の一部を改正する規則…………… (出納局総務課)	4

訓 令

○北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令…………… (財産管理課)	5
○表彰者選考委員会規程を廃止する訓令…………… (人事課)	5

規 則

北海道表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第48号

北海道表彰規則の一部を改正する規則

北海道表彰規則(平成10年北海道規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ウ中「北海道科学技術賞等」を「北海道文化賞等」に改め、同号に次のように加える。

エ 北海道スポーツ賞

第5条の見出しを「(北海道文化賞等)」に改め、同条中「北海道科学技術賞等」を「北海道文化賞等」に改め、第4号を第6号とし、第1号から第3号までを2号ずつ繰り下げ、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 北海道文化賞 芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関しその功績が特に顕著なもの
- (2) 北海道文化奨励賞 芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関しその功績が顕著

であって、かつ、今後の活動が期待されるもの

第9条を削り、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「前条」を「前2条」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(北海道スポーツ賞)

第6条 北海道スポーツ賞は、スポーツの競技会において特に優れた成績を収めた個人若しくは団体又はスポーツの振興に寄与した個人若しくは団体に対して贈呈する。

第10条中「前条の規定により」を「知事は、第3条から第6条までの規定による表彰を決定したときは、その」に、「は、本庁の掲示場への掲示その他」を「について、」に、「公表する」を「公表するものとする」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部改正)

2 北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則(平成22年北海道規則第50号)の一部を次のように改正する。
第1項第3号ア中「第5条第2号」を「第5条第4号」に改める。

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第49号

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則(昭和43年北海道規則第40号)の一部を次のように改正する。

別表第2収益の事項中「肢体不自由児施設支援」を「障害児入所支援」に、「第7条第6項」を「第7条第2項」に、「肢体不自由児施設運営費負担」を「医療型障害児入所施設運

営費負担」に、

肢体不自由児施設収益	を	医療型障害児入所施設収益
------------	---	--------------

に、「肢体不自由児施設

入所収益」を「医療型障害児入所施設入所収益」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に、「肢体不自由児施設事業収益」を「医療型障害児入所施設事業収益」に、

「その他肢体不自由児施設収益」	前記の科目に属さない肢体不自由児施設収益	を
「その他医療型障害児入所施設収益」	前記の科目に属さない医療型障害児入所施設収益	に改め、

同表費用の事項中「洗たく料」を「洗濯料」に、「肢体不自由児施設費」を「医療型障害児入所施設費」に、「肢体不自由児施設支援」を「障害児入所支援」に、「肢体不自由児施設運営」を「医療型障害児入所施設運営」に、「肢体不自由児施設（）」を「医療型障害児入所施設（）」に、「第7条第1項」を「第42条第2号」に、「肢体不自由児施設を」を「医療型障害児入所施設を」に改め、同表資産の事項中「へい」を「塀」に、「もしくは」を「又は」に改め、同表資本の事項中「地方公営企業法施行令」を「政令」に、「減価積立金」を「減債積立金」に、「地方公営企業法第32条第1項の規定による積立金」を「企業債の償還に充てるために積み立てた額」に、「同上」を「欠損金を埋めるために積み立てた額」に、「第24条第4項」を「第24条第1項」に改める。

別表第7収益的収入及び支出の事項中「肢体不自由児施設収益」を「医療型障害児入所施設収益」に、「肢体不自由児施設入所収益」を「医療型障害児入所施設入所収益」に、「障害児施設給付費収入」を「障害児入所給付費収入」に、「障害児施設医療費収入」を「障害児入所医療費収入」に、「肢体不自由児施設事業収益」を「医療型障害児入所施設事業収益」に、「肢体不自由児施設費」を「医療型障害児入所施設費」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第50号

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

北海道職業訓練手当支給規則（昭和41年北海道規則第107号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「日数」の次に「（40日を限度とする。）」を加える。

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の北海道職業訓練手当支給規則第6条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に開始する職業訓練に係る受講手当について適用し、同日前に開始した職業訓練に係る受講手当については、なお従前の例による。

北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第51号

北海道立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立都市公園条例施行規則（昭和50年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項の表使用料の欄中

630円	80円	90円
660円	80円	90円

300円	70円	70円	北海道立ゆめの森公園	50円	北海道立ゆめの森公園
310円	70円	70円	50円	40円	40円

北海道立サンピラーパーク	40円	北海道立サンピラーパーク	50円
40円	50円	50円	

うに改める。

使 用 料										
北海道立真駒内公園	北海道子どもの国	北海道立野幌総合運動公園	北海道立オホーツク公園	北海道立宗谷ふれあい公園	北海道立ゆめの森公園	北海道立道南四季の杜公園	北海道立十勝エコロジーパーク	北海道立噴火湾パノラマパーク	北海道立サンピラーパーク	北海道立オホーツク流水公園

990円	510円	1,050円	610円	700円	590円	750円	570円	670円	830円	790円
70円	30円	70円	40円	50円	40円	50円	40円	50円	60円	50円
730円	380円	770円	450円	520円	430円	550円	420円	490円	620円	580円
70円	30円	70円	40円	50円	40円	50円	40円	50円	60円	50円
140円	70円	150円	90円	100円	80円	110円	80円	100円	120円	110円
360円	190円	390円	220円	260円	210円	280円	210円	240円	310円	290円
730円	380円	770円	450円	520円	430円	550円	420円	490円	620円	580円
360円	190円	390円	220円	260円	210円	280円	210円	240円	310円	290円
290円	150円	310円	180円	200円	170円	220円	160円	190円	240円	230円
730円	380円	770円	450円	520円	430円	550円	420円	490円	620円	580円
60円	30円	60円	30円	40円	30円	40円	30円	40円	50円	40円
730円	380円	770円	450円	520円	430円	550円	420円	490円	620円	580円
180円	90円	190円	110円	130円	110円	140円	100円	120円	150円	140円

別表3の事項の表使用料の欄を次のように改める。

使 用 料										
北海道立真駒内公園	北海道子ども国	北海道立野幌総合運動公園	北海道立オホーツク公園	北海道立宗谷ふれあい公園	北海道立ゆめの森公園	北海道立道南四季の杜公園	北海道立十勝エコロジープーク	北海道立噴火湾パノラマパーク	北海道立サンピラーパーク	北海道立オホーツク流水公園
30円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
940円	210円	230円	160円	140円	140円	150円	110円	140円	160円	160円
90円	20円	30円	20円	20円	20円	20円	10円	20円	20円	20円
940円	210円	230円	170円	150円	140円	150円	90円	120円	150円	150円
30円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
60円	30円	60円	30円	40円	30円	40円	30円	40円	50円	50円

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北海道立野幌総合運動公園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第52号

北海道立野幌総合運動公園管理規則の一部を改正する規則

北海道立野幌総合運動公園管理規則（昭和60年北海道規則第47号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「利用料金」の次に「（合宿所の利用料金を除く。）」を加え、同条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げる者については、合宿所の利用料金を免除することができることとする。

ア 前号アからキまでに掲げる者

イ その他知事がアに掲げる者に準ずる者と認めるもの

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第53号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「北海道教育庁組織規則第3章に規定する出先機関（以下「教育局等」という。）」を「教育局（北海道教育庁組織規則第34条第1項に規定する教育局をいう。以下同じ。）」に改める。

第10条の2第1項中「教育局等」を「教育局」に改める。

第12条第1項中「教育局等」を「教育局」に、「教育局長等」を「教育局長」に改め、同条第2項第4号中「教育局等」を「教育局」に改め、同条第4項及び第7項中「教育局長等」を「教育局長」に改める。

第13条の2第3項中「教育局等」を「教育局」に改める。

第14条第4号中「並びに公課費」を「、積立金（道債に係るものに限る。）、公課費並びに繰出金（道債に係るものに限る。）」に改める。

第14条の2第2号イ中「教育局等」を「教育局」に改める。

第43条第2項第9号中「第33条の2」を「第33条の2の2」に改める。

第203条の4第3項中「教育局長等」を「教育局長」に改める。

第205条の19第2項中「教育局等」を「教育局」に改める。

別表第1中

同 根室教育局	
同 実習船管理局	

を「同 根室教育局」に改める。

別表第2の15の項中「（総務部長の指定するものを除く。）の寄附」を「の寄附（総務部長の指定するものを除く。）」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

訓 令

北海道訓令第4号

本 庁
出 先 機 関

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

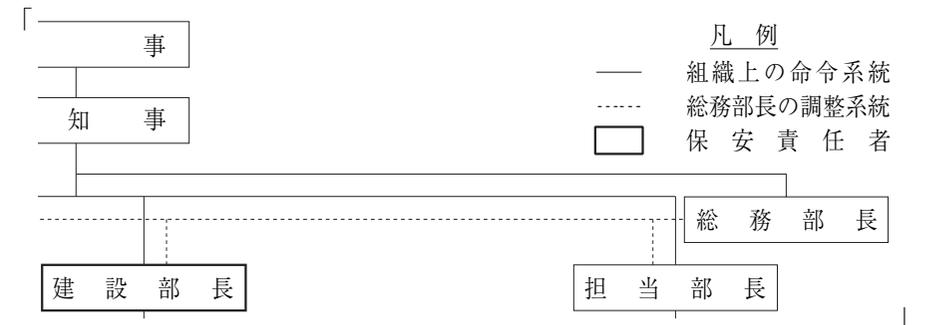
北海道自家用電気工作物保安規程（昭和42年北海道訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（保安責任者等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 総務部長は、別表第1に定めるところにより、本庁及び出先機関に設置する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の業務の適正を期するため、その保安の業務に関する事務を統一し、及び必要な調整を行うものとする。

第5条第2項及び第25条（見出しを含む。）中「出納局長」を「総務部長」に改める。

別表第1中



に、「庁用の」を「所管施設用の」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

北海道訓令第5号

本 庁
出 先 機 関

表彰者選考委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

表彰者選考委員会規程を廃止する訓令

表彰者選考委員会規程（昭和44年北海道訓令第15号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。